

津奈木町の連結財務諸表

1. 財務書類の作成について

平成 23 年度の財務諸表は、総務省が平成 19 年 10 月に公表した『新地方公会計制度実務研究会報告書』に基づき総務省方式改訂モデルにて作成を行っています。作成した財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書です。

【 基本事項 】

① 普通会計を対象

財務諸表は普通会計と連結会計を作成しています。会計の構成は下記の通りとなります。

■普通会計

- ・一般会計
- ・恒久対策事業特別会計

■連結会計

普通会計

公営企業会計等

- ・普通会計
- ・国民健康保険事業特別会計
- ・後期高齢者医療事業特別会計
- ・介護保険事業特別会計
- ・簡易水道事業特別会計
- ・宅地造成事業特別会計

一部事務組合

- ・熊本県市町村総合事務組合
- ・熊本県後期高齢者医療広域連合

地方公社・第三セクター等

- ・財団法人 津奈木町地域振興公社

② 作成に用いる基礎データ

総務省方式改訂モデルでは、「地方財政状況調査（決算統計）」のデータを基礎数値として使用します。また、決算統計の他にも、各特別会計の「歳入歳出決算書」や「地方自治体健全化判断比率に関する算定様式」における数値も使用しています。

第三セクターにおいては、個々の会計基準で決算書を作成しているため、それらを組替えて連結します。一部事務組合については、普通会計の作成要領に準じて、決算統計データを基に作成したうえで、構成団体における負担金の比で按分して連結しております。

③ 作成基準日

作成基準日は平成 24 年 3 月 31 日です。ただし、出納整理期間（平成 24 年 4 月 1 日～5 月 31 日）における出納については、基準日までに終了したものとして算入します。

④ 1年基準の採用

1年基準とは、バランスシートの表示上、流動・固定を分類するにあたり、貸借対照表の基準日の翌日から1年以内に入金または支払の期限が到来するものを流動資産または流動負債とし、それ以外のものを固定資産または固定負債とする分類基準です。

2. 貸借対照表（バランスシート）の概要

地方公共団体におけるバランスシートとは、これまでの行政活動によって形成された道路、建物や土地などの資産と、その資産を形成するために要した負債や財源との関係を表したものです。

借 方	貸 方
1. 公共資産	1. 固定負債
2. 投資等	2. 流動負債
3. 流動資産	
資 産	負 債
	純資産

上図のように、バランスシートは借方（左側）と貸方（右側）で構成されており、借方の合計と貸方の合計は一致します。（資産＝負債＋純資産）

借方は、津奈木町が所有している資産を表してします。一方の貸方は、その資産を形成するために要した財源を表しており、負債は、地方債などのいわゆる借金を、純資産は、既に支払いが終わった分を表しています。

【 資産の部 】

資産の部は、「公共資産」、「投資等」、「流動資産」から構成されています。

「公共資産」は、土地、建物、構築物、機械装置、備品など、自治体が公共サービスを提供するために長期間にわたって使用する資産などをさします。

「投資等」には、投資及び出資金や貸付金、特定の目的のために積み立てている基金、また、1年以上回収できていない債権などを計上します。

「流動資産」とは、現金預金や財政調整基金（一時的にお金が必要となった時に使う予備的な基金）、減債基金（地方債の返済のために積み立てている基金）、1年以内に回収できなかった未収金などをさしています。

【 負債の部 】

負債とは、平たく言えば借金のごとで、将来に返済や支払いの義務があるものをいいます。負債の部には、地方債、債務負担行為、退職手当引当金、賞与引当金などが計上されます。負債のうち、1年以上先に返済や支払いの義務が発生するものを「固定負債」、1年以内に発生するものを「流動負債」として計上します。

【 純資産の部 】

純資産は、資産と負債の差額で、資産形成に充てられた財源のうち、既に支払いが済んだ部分を表しています。純資産の部は、「公共資産等整備国県補助金等」、「公共資産等整備一般財源」、「その他一般財源」、「資産評価差額」で構成されています。

「公共資産等整備国県補助金等」とは、公共資産を取得するために使われた国庫支出金及び都道府県支出金の合計額です。国庫支出金、都道府県支出金とは、地方自治体が行う特定の事業に対して国から交付される給付金のことです。

「公共資産等整備一般財源等」とは、公共資産を取得するために使われた一般財源等の合計です。一般財源等とは、地方税や地方交付税などが該当します。

「その他一般財源等」とは、公共資産以外の資産を取得する目的で使われた一般財源等です。

「資産評価差額」には、資産を取得した時の価額と現在の価額の差を計上します。土地や建物は、現時点での景気や開発状況などで価値が変動します。

3. 行政コスト計算書の概要

行政コストとは、行政サービスのうち、人的サービスや給付サービスなどの、資産の形成にはつながらない費用のことをいいます。バランスシートが資産の増減に着目していたのに対して、行政コスト計算書は、1年度間における資産の増減を伴わないお金の出入りを計算します。その中身は、行政コストを種類別に区分して、どこにどれだけかかっているのか、それに対する収入はどれくらいあるのかといった計算を行うようになっていきます。

経常行政コスト

		総 額
1	人にかかるコスト	〇〇千円
2	物にかかるコスト	〇〇千円
3	移転支出的なコスト	〇〇千円
4	その他のコスト	〇〇千円

経常収益

使用料・手数料	〇〇千円
分担金・負担金・寄附金	〇〇千円

【 経常行政コスト 】

経常行政コストは、「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」、「移転支出的なコスト」、「その他のコスト」に分類されます。

「人にかかるコスト」とは、自治体で行政サービスに係わる人にかかるコストのことで、人件費や退職手当引当金繰入等、賞与引当金繰入等が計上されます。引当金繰入とは、職員が1年働いたことによる退職金や賞与の増加分のことです。

「物にかかるコスト」とは、行政サービスを提供する上で必要になる消耗品や、壊れた建物の修理など物に係わるコストのことです。「物件費」、「維持補修費」、「減価償却費」などが該当します。

「移転支出的なコスト」とは、社会保障給付や、他団体などへ支出した分をコストとして計上します。「社会保障給付」、「補助金等」、「他会計への支出額」、「他団体等への公共資産整備補助金等」が該当します。

「その他のコスト」は、上記3つ以外のコストをまとめて計上します。「支払利息」、「回収不能見込額」、「その他の行政コスト」が該当します。「回収不能見込額」は、収入予定だった地方税等が、滞納などにより回収できないであろうと見込んだ額です。「その他行政コスト」には、災害復旧や失業対策事業にかかったコストを計上します。

【 経常収益 】

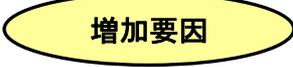
提供した行政サービスに対する津奈木町の収入です。「使用料・手数料」、「分担金・負担金・寄附金」が該当します。

「使用料・手数料」とは、公共施設を使用した際に支払う料金収入や、住民票を受取る際に支払う手数料収入などの合計額です。

「分担金・負担金・寄附金」は、福祉施設などの負担金や、町民・団体から寄せられた寄附などの合計額です。

4. 純資産変動計算書の概要

純資産変動計算書とは、バランスシートの純資産の部が1年間でどのように変動したのかを計算する財務書類です。その計算は、昨年度バランスシートの純資産に対して、どれだけの収入があり、どれだけ収入を減らすような要因があったかを差し引きして行います。結果は今年度バランスシートの純資産と一致します。

	金額
期首純資産残高	〇〇千円
	〇〇千円
	〇〇千円
期末純資産残高	〇〇千円

純資産変動計算書は、「期首純資産残高」、「純経常行政コスト」、「一般財源」、「補助金等受入」、「臨時損益」などで構成されています。

「期首純資産残高」とは、昨年度のバランスシートに計上した純資産の部の各項目が入ります。純資産変動計算書のスタート地点です。

なお、純資産変動計算書は、総務省方式改訂モデルにて新しく作成が求められたもので、旧総務省方式では作成の要領や様式が示されておりませんでした。従って、純資産変動計算書を作成するにあたり、総務省改訂モデルにて昨年度バランスシートの作成を行っております。

「純経常行政コスト」には、行政コスト計算書で計算した純経常行政コストの額が入ります。提供された行政サービスに対して受益者の負担で賄った分以外、つまり一般財源等で賄わなければならない分を意味しています。

「一般財源」には収入として計上されるものを「地方税」、「地方交付税」、「その他行政コスト充当財源」の3つに分類して計上します。

「補助金等受入」には、道路整備や建物の建設などに充てた国・県支出金が計上されます。

「臨時損益」には、その名の通り臨時に発生した損益を計上します。具体的には、災害復旧事業を行った場合、公共資産の除売却による損益などが該当します。

5. 資金収支計算書の概要

資金収支計算書とは、1年間の自治体における収入と支出を性質別に分類して、支出と財源の関係など資金の流れを見るための財務書類です。期末の資金残高は、バランスシートの中の「歳計現金」と一致します。

経常的収支の部	
経常的支出	
経常的収入	
経常的収支額	〇〇千円

公共資産整備収支の部	
公共資産整備支出	
公共資産整備収入	
公共資産整備収支額	〇〇千円

投資・財務的収支の部	
投資・財務的支出	
投資・財務的収入	
投資・財務的収支額	〇〇千円

当年度資金増減額	〇〇千円
期首資金残高	〇〇千円
期末資金残高	〇〇千円

資金収支計算書は、「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」、「投資・財務的収支の部」に分類されます。それぞれの支出と、それに対応する収入を差し引きして当年度の資金の増減額と期末の資金残高を計算します。

「経常的収支の部」には、人件費や物件費、社会保障給付など資産形成以外の目的で毎年経常的に支出されるものと、地方税や地方交付税などの一般財源があげられます。

「公共資産整備収支の部」には、公園や公民館などの公共資産整備を目的とした支出と、その

財源が計上されます。

「投資・財務的収支の部」には、投資及び出資金、貸付金などを目的とした支出と、その財源が計上されます。

6. 普通会計財務諸表を活用した財政分析

作成した財務諸表を様々な視点から分析することで、津奈木町の財政状況がどのようになっているかをみることができます。ここで行う分析は、地方公会計の整備促進に関するワーキンググループが平成22年3月に公表した「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」で提示されている指標をもとに行いました。

(1) 資産形成度

将来世代に残る資産はどれくらいありますか？

① 資産

資産額：14,788,554千円

津奈木町（普通会計）が現在保有する資産（土地や建物、出資金や現金を含む）は、約147億8,855万円です。

② 住民一人当たり資産額

住民一人当たり資産額＝資産合計／住民基本台帳人口

14,788,554千円／5,193人＝2,848千円

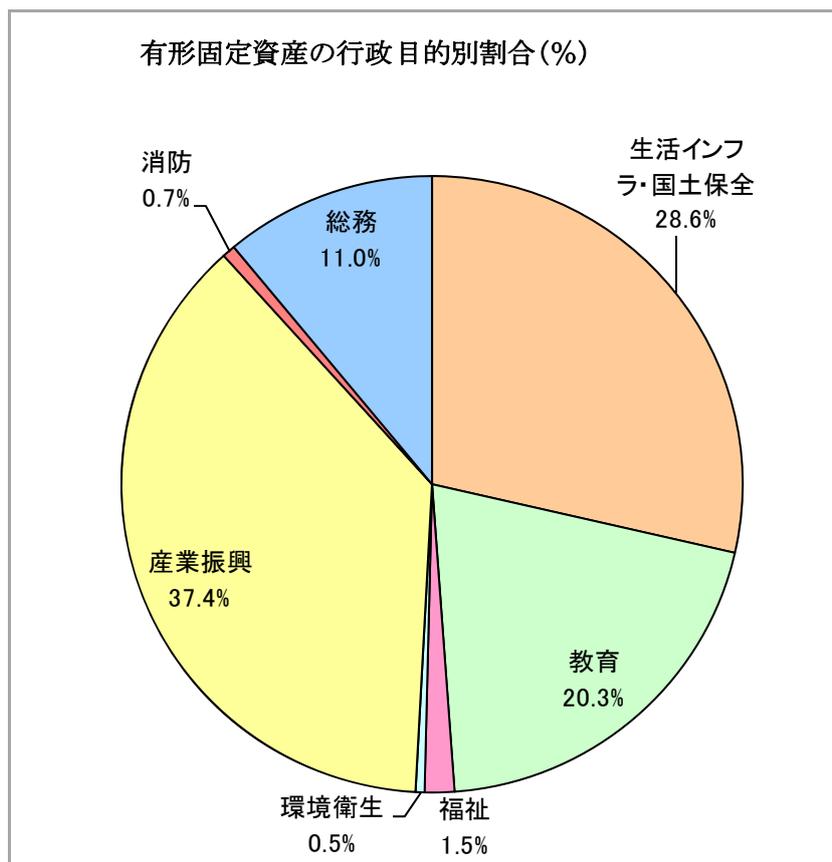
津奈木町が現在保有する町民一人当たりの資産は約285万円です。

③ 有形固定資産の行政目的別割合

津奈木町が保有する資産について、行政目的別の割合をみることで、津奈木町の資産形成における構造的な特徴を把握することができます。産業振興分野（農林水産業、商工業）が特に多いことがわかります。

有形固定資産の行政目的別割合（単位：千円）

	金額	構成比
生活インフラ・国土保全	3,195,782	28.6%
教育	2,267,567	20.3%
福祉	172,343	1.5%
環境衛生	52,216	0.5%
産業振興	4,188,719	37.4%
消防	75,859	0.7%
総務	1,232,901	11.0%
有形固定資産合計	11,185,387	100.0%



④歳入額対資産比率

歳入額対資産比率＝資産合計／歳入合計

14,788,554 千円／3,232,169 千円＝4.6 年

歳入総額に対する資産の比率をみることで、津奈木町がこれまでに形成したストックが歳入の何年分に相当するかがわかります。

⑤資産老朽化比率

資産老朽化比率＝減価償却累計額／(有形固定資産－土地＋減価償却累計額)

12,183,656 千円／(11,185,387 千円－1,120,665 千円＋12,183,656 千円)＝54.8%

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却の割合をみることで、対用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。津奈木町の資産の老朽化比率は 54.8% です。

(2) 世代間公平性

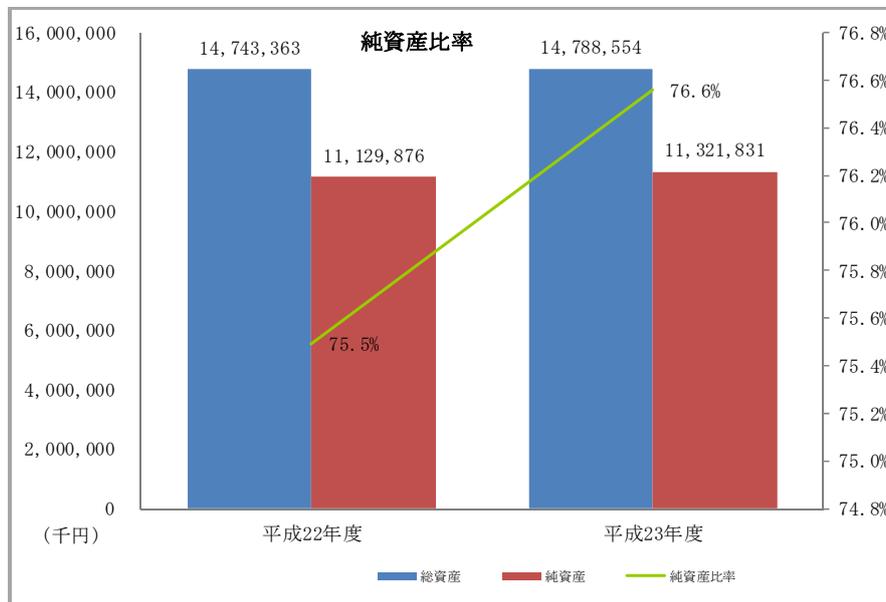
将来世代と現世代との負担の分担はどのようになっていますか？

①純資産比率

純資産比率＝純資産総額／資産総額

11,321,831 千円 / 14,788,554 千円 = 76.6%

資産形成に関する世代間の負担の割合をみる指標です。純資産の変動は、将来世代と現役世代の負担割合の変動を意味します。津奈木町の純資産比率は 76.6% で、過去及び現役世代で 7 割以上を負担していることとなります。

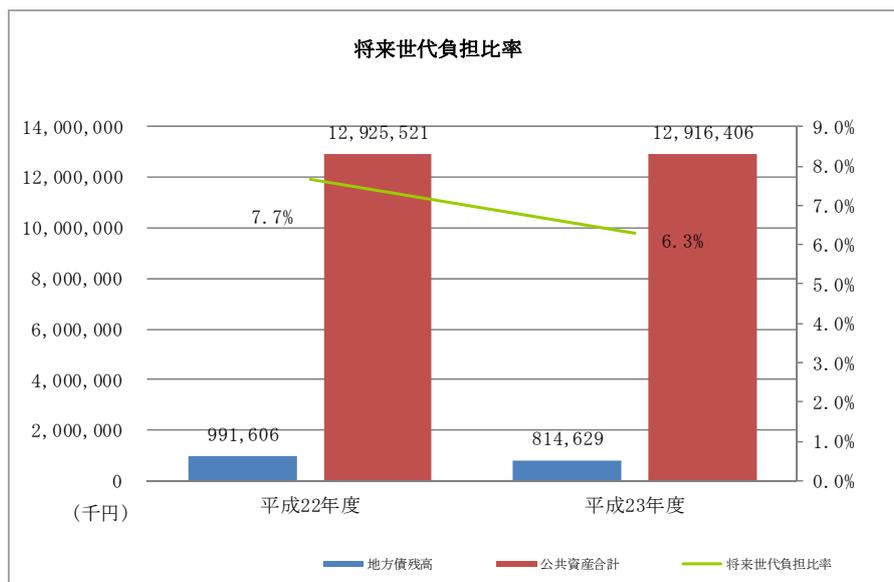


②社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

将来世代負担比率 = (地方債残高 + 未払金) / (公共資産 + 投資等)

814,629 千円 / 12,916,406 千円 = 6.3%

一方、将来世代比率は 6.3% で将来世代が負担する割合を示しています。津奈木町の将来世代の負担は、年々減少傾向にあることがわかります。



(3) 持続可能性

どれくらいの借金がありますか？

① 負債

負債額：3,466,723 千円

津奈木町の借金に相当する、地方債・未払金・退職手当引当金などの負債総額は36億6,672万円です。

② 住民一人当たり負債額

住民一人当たり負債額＝負債合計／住民基本台帳人口

3,466,723 千円／5,193 人＝668 千円

津奈木町の負債総額を町民一人当たりには換算すると約67万円に相当します。

③ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

基礎的財政収支＝収入総額－繰越金－地方債発行額－財政調整基金取崩額－支出総額＋地方債元利償還額＋財政調整基金積立額

3,232,169 千円－176,400 千円－155,476 千円－0 千円－3,043,855 千円＋318,139 千円＋131,105 千円＝305,682 千円

地方債の元利償還や地方債収入、基金の積立による支出や取崩による収入を除いた収支のバランスをみる指標です。

(4) 効率性

行政サービスは効率的に提供されていますか？

① 住民一人当たり行政コスト

住民一人当たり行政コスト＝純経常行政コスト／住民基本台帳人口

2,533,356 千円／5,193 人＝488 千円

行政サービスにかかる経常的な費用を町民一人当たりには換算すると、約49万円です。津奈木町が行政サービスを提供するのに、一人当たり約49万円の費用がかかっていることとなります。

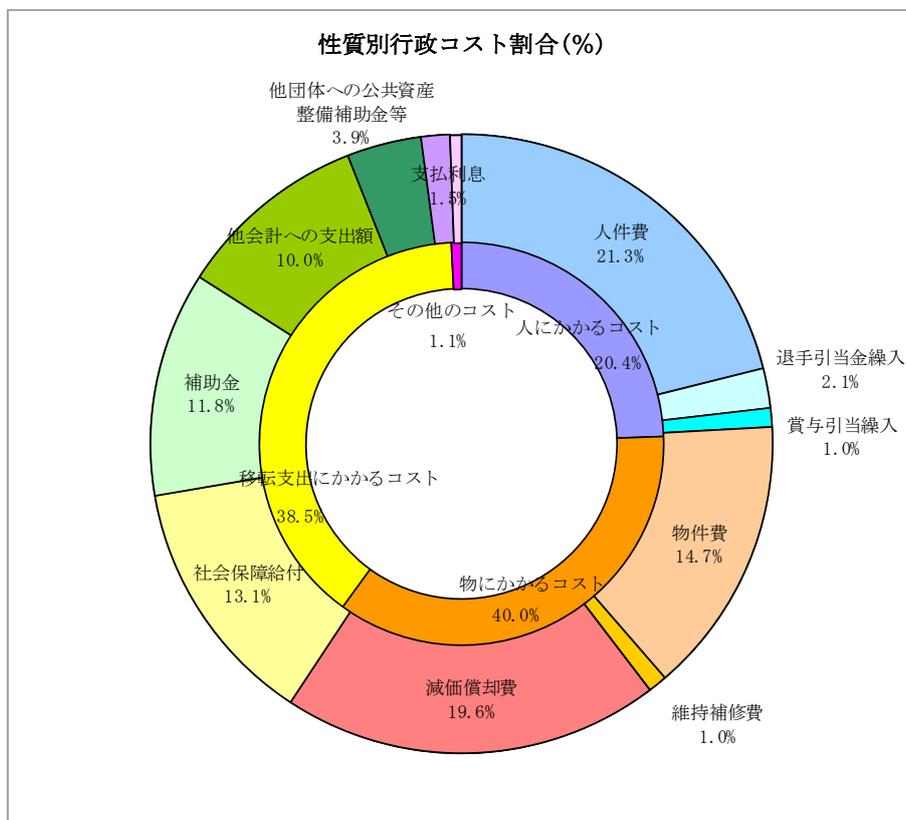
② 性質別行政コスト

性質別のコストを見ると、最も費用がかかっているのが人件費（21.3%）です。次いで、施設の価値減少分である減価償却費（19.8%）が多くを占めていることがわかります。

性質別行政コスト

(単位：千円)

	金額	構成比
人件費	561,952	21.3%
退手引当金繰入	56,043	2.1%
賞与引当繰入	26,050	1.0%
物件費	387,962	14.7%
維持補修費	25,852	1.0%
減価償却費	522,176	19.8%
社会保障給付	349,215	13.2%
補助金	314,986	12.0%
他会計への支出額	266,535	10.1%
他団体への公共資産整備補助金等	103,498	3.9%
支払利息	38,234	1.5%
回収不能見込計上額	△ 1,006	0.0%
その他行政コスト	△ 15,355	△ 0.6%
合計	2,636,142	100.0%



③ 住民一人当たり人件費・物件費等

住民一人当たり人件費・物件費等＝人件費・物件費等／住民基本台帳人口

1,580,035 千円／5,193 人＝304 千円

人件費や物件費にかかる費用を町民一人当たりでみることで、町の行政サービスが効率的に提供されているかがわかります。

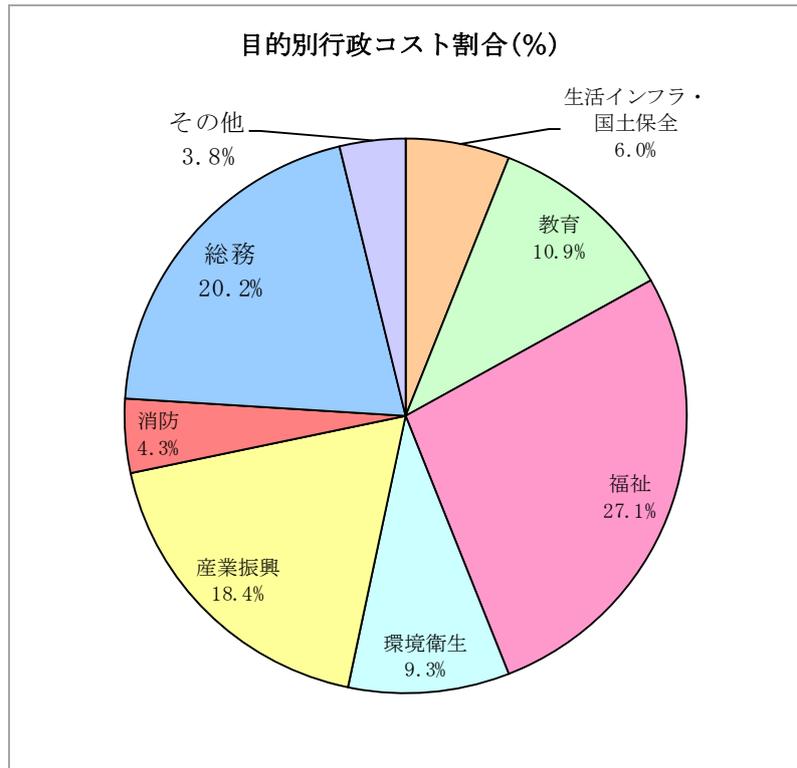
④ 行政目的別行政コスト

総務省改訂モデルの行政コスト計算書では、人件費や物件費といった性質別コストのほかに行政目的別のコスト（教育分野やインフラ分野）が把握できます。もっとも費用がかかっている分野は福祉分野（27.1%）で、これは社会保障給付費用が大きいからです。次いで、総務、産業振興といった分野において高くなっていることがわかります。

行政目的別行政コスト

（単位：千円）

	金額	構成費
生活インフラ・国土保全	157,506	6.0%
教育	288,532	10.9%
福祉	715,057	27.1%
環境衛生	245,749	9.3%
産業振興	484,593	18.4%
消防	113,253	4.3%
総務	532,001	20.2%
その他	99,451	3.8%
経常行政コスト	2,636,142	100.0%



⑤行政コスト対公共資産比率

行政コスト対公共資産比率＝経常行政コスト／公共資産

2,636,142 千円／11,185,387 千円＝23.6%

行政コストの公共資産に対する比率をみることで、行政サービスの提供に資産がどれだけ効率的に活用されているかがわかります。

(5) 弾力性

資産形成を行う余裕はどのくらいありますか？

①行政コスト対税収等比率

行政コスト対税収等比率＝純経常行政コスト／税収等

2,533,356 千円／2,994,395 千円＝84.6%

当該年度税収等のうち、どれくらいが資産形成を成伴わない行政コストに使われているのかをみる指標です。100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いということになります。

(6) 自律性

歳入はどれくらい税収等でまかなわれていますか？

(受益者負担の水準はどれくらいですか？)

①受益者負担の割合

受益者負担の割合＝経常収益／経常行政コスト

102,786 千円／2,636,142 千円＝3.9%

使用料・手数料、分担金・負担金など提供された行政サービスに対する、町民の直接負担分です。つまり、行政サービスを提供するにあたって、残りの 96.1%は税収等で賄われていることとなります。

7. 連結財務諸表を活用した財政分析

連結財務諸表と、普通会計財務諸表を指標で比較し、普通会計財務諸表との対比を行います。これにより、財政的に影響を与える可能性のある会計及び団体まで含めた場合の自治体の財政状況がどのような状態にあるのかを全体像として把握できます。指標は普通会計と同じものを使い、連結することによってどれくらいの差異が生じるのかに焦点を当てて見ていきます。

(1) 資産形成度

①資産総額 (単位：千円)

連結会計	普通会計
16,576,006	14,788,554

②住民一人当たり資産額 (単位：千円)

	連結	普通会計
住民一人当たり資産額 (千円)	3,192	2,848
住民基本台帳人口 (3月31日時点、人)	5,193	5,193

資産総額は、連結することによって1,787,452千円増加します。連結会計においては、資産総額は合算の上、内部取引について相殺をするだけなので、通常は増加します。また、住民一人当たり直すと、344千円の増加となります。

③有形固定資産の行政目的別割合

	連結	普通会計
生活インフラ・国土保全 (%)	28.1%	28.6%
教育 (%)	18.9%	20.3%
福祉 (%)	1.5%	1.5%
環境衛生 (%)	5.4%	0.5%
産業振興 (%)	34.9%	37.4%
消防 (%)	0.6%	0.7%
総務 (%)	10.6%	11.0%
有形固定資産合計 (%)	100.0%	100.0%

行政目的別に見ると、普通会計、連結会計共に、最も資産整備が進んでいるのは産業振興（労働費、農林水産業費、商工費）、次いで生活インフラ・国土保全（土木費）が高くなっております。環境衛生の伸び率が大きいのは、簡易水道事業特別会計の資産を連結したことによるものです。

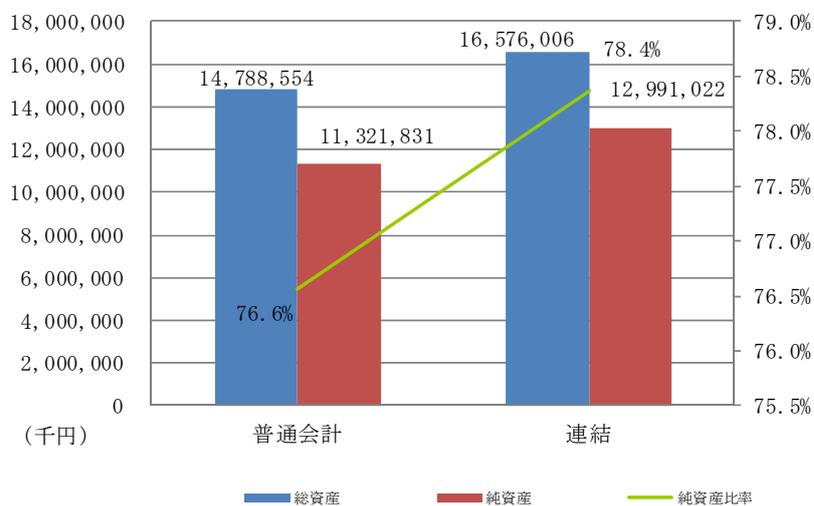
(2) 世代間公平性

連結財務諸表における本指標の見方は、普通会計のときと同様です。資産に対する負債と純資産それぞれの割合が、連結をすることによって変化します。

①純資産比率

	連結	普通会計
純資産比率 (%)	78.4%	76.6%
純資産総額 (千円)	12,991,022	11,321,831

純資産比率



普通会計では純資産比率が 76.6%、連結すると 78.4%となり、純資産比率は普通会計のときよりも 1.8%の増加となっています。

(3) 持続可能性 (健全性)

連結対象団体全体で見る、持続可能性指標です。地方自治体の根幹となる普通会計の持続可能性が高いことはもちろんですが、連結全体での持続可能性指標が高い水準にあることが望ましいでしょう。

①負債総額 (単位：千円)

連結	普通会計
3,584,984	3,466,723

②住民一人当たり負債額

	連結	普通会計
住民一人当たり負債額 (千円)	690	668
住民基本台帳人口 (3月31日時点、人)	5,193	5,193

連結することで、負債は 118,261 千円増加します。これは、主に簡易水道事業特別会計や津奈木町地域振興公社の負債を連結したことによるものです。

(4) 効率性

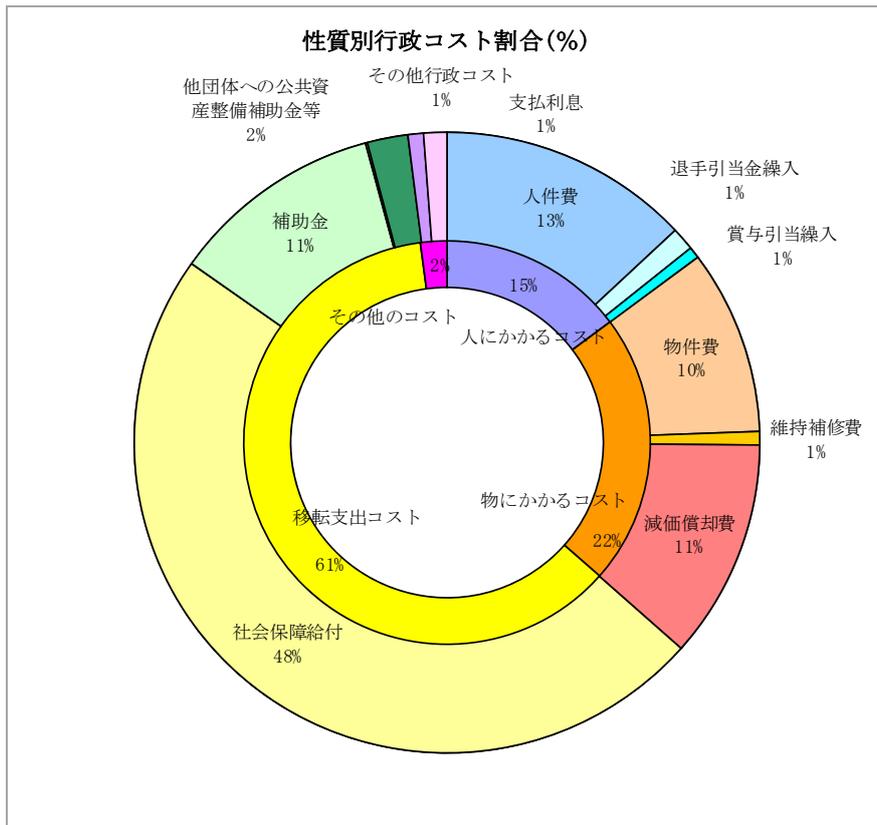
連結対象団体全体で見たときの効率性が、普通会計単独のときと比べてどのように変化するかを把握します。

①住民一人当たり行政コスト

	連結	普通会計
住民一人当たり行政コスト (千円)	661	488
純経常行政コスト (千円)	3,433,935	2,533,356
住民基本台帳人口 (3月31日時点、人)	5,193	5,193

②性質別行政コスト

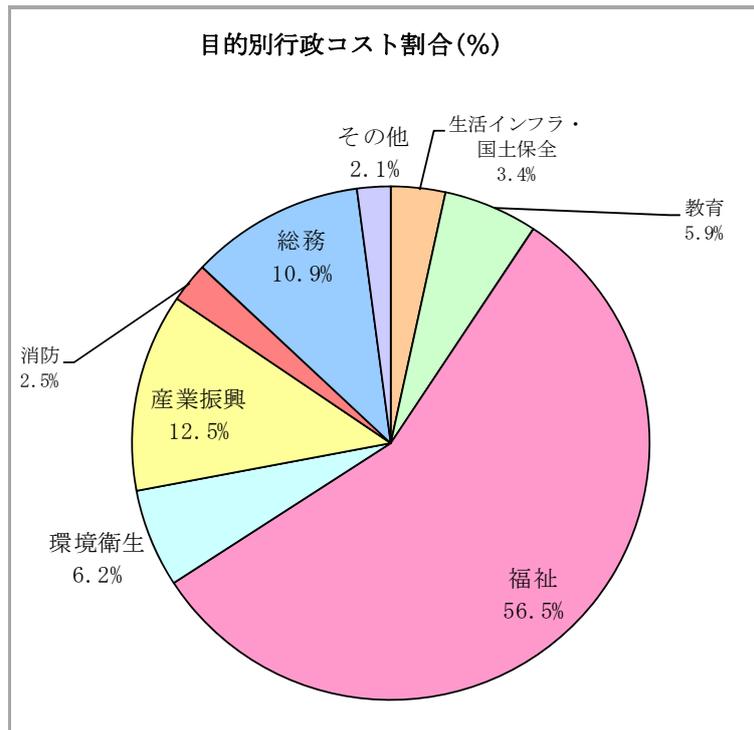
	連結	普通会計
人にかかるコスト (千円)	728,051	644,045
物にかかるコスト (千円)	1,070,185	935,990
移転支出コスト (千円)	3,026,804	1,034,234
その他のコスト (千円)	102,744	21,873
合計 (千円)	4,927,784	2,636,142



③行政目的別行政コスト

(単位：千円)

	連結	普通会計
経常行政コスト	4,927,784	2,636,142
生活インフラ・国土保全	166,206	157,506
教育	288,532	288,532
福祉	2,788,623	715,057
環境衛生	304,902	245,749
産業振興	614,403	484,593
消防	124,230	113,253
総務	534,932	532,001
議会	77,588	77,578
支払利息	41,266	38,234
回収不能見込計上	2,457	△1,006
その他	△15,355	△15,355



効率性を連結ベースで見ると、性質別では移転支出コスト、行政目的別では福祉費が大部分を占めていることがわかります。これは、給付費用が多く、福祉系の会計である国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計を連結したためです。費用が増えたことで、効率性が減少したようにも見えますが、実際にはそれだけサービスを提供したということもできます。

(5) 自律性

ここでは受益者負担割合を算定し、行政コストが、直接的な対価によってどれくらい賄われているのかを分析します。

①受益者負担の割合

	連結	普通会計
受益者負担の割合 (%)	30.3%	3.9%
経常収益 (千円)	1,493,849	102,786
経常行政コスト (千円)	4,927,784	2,636,142

受益者の負担割合は、連結することで大幅に増加します。これは、連結会計においては、水道使用料や保険税(料)など収益が大幅に増加するためです。